

美濃加茂市議会  
第2回定例会議案

令和4年6月6日

## 目 次

議案番号	議 案 名	ページ
承第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 1 8 号））	1
承第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 1 9 号））	1 7
承第 3 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 1 号））	3 4
承第 4 号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例について）	5 0
承第 5 号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について）	7 1
承第 6 号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例について）	7 6
承第 7 号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について）	7 8
議第 3 7 号	美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	8 0
議第 3 8 号	美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	8 7
議第 3 9 号	美濃加茂市議会議員及び美濃加茂市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について	8 9
議第 4 0 号	令和 4 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 3 号）	9 3
議第 4 1 号	美濃加茂市監査委員の選任について	1 3 5
議第 4 2 号	美濃加茂市固定資産評価員の選任について	1 3 6
議第 4 3 号	市道路線の認定について	1 3 7

承第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年3月24日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月6日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

令和3年度美濃加茂市一般会計補正予算（第18号）

令和3年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第18号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ161,049千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,372,055千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		5,908,067	161,049	6,069,116
	1 国庫負担金	2,492,631	72,295	2,564,926
	2 国庫補助金	3,401,537	88,754	3,490,291
歳入	合計	27,211,006	161,049	27,372,055

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		1,989,483	161,049	2,150,532
	1 保健衛生費	1,204,668	161,049	1,365,717
歳 出	合 計	27,211,006	161,049	27,372,055

第2表

## 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種 体制確保事業	千円 147,991
		人件費	9,218
		会計年度任用職員給	3,840

# 予算説明書



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
4 衛生費	1,989,483	161,049	2,150,532
歳出合計	27,211,006	161,049	27,372,055



2 歳 入

(款) 15 国庫支出金  
(項) 1 国庫負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	5,908,067	161,049	6,069,116
	1	国庫負担金	2,492,631	72,295	2,564,926
	2	衛生費国庫負担金	136,049	72,295	208,344
	2	国庫補助金	3,401,537	88,754	3,490,291
	3	衛生費国庫補助金	216,787	88,754	305,541

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 保健衛生費 負担金	72,295	1 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金
1 保健衛生費 補助金	88,754	1 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金

### 3 歳 出

(款) 4 衛生費  
(項) 1 保健衛生費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
4		衛生費	1,989,483	161,049	2,150,532	161,049	
	1	保健衛生費	1,204,668	161,049	1,365,717	161,049	
		7 新型コロナ ウイルスワ クチン接種 費	275,226	161,049	436,275	国庫支出金 161,049	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
1 報酬	3,396	健康被害調査委員 48 時間額任用職員 3,348	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 147,991 人件費 9,218 会計年度任用職員給 3,840
3 職員手当等	9,578	時間外勤務手当 9,218 期末手当 360	
7 報償費	22,760	集団接種会場医療従事者報償	
8 旅費	132	通勤に係る費用弁償	
10 需用費	7,362	消耗品費 3,330 冷暖房用灯油代 1,170 印刷製本費 1,080 電気使用料 990 医薬材料費 792	
11 役務費	9,018	郵便料 2,530 電話料 90 通信回線使用料 73 ワクチン運搬費 1,980 国保連支払手数料 4,200 集団接種医療従事者保険 145	
12 委託料	79,973	コールセンター・集団接種受付事務 19,433 接種券・予診票作成 1,650 予防接種システム改修 1,100 個別接種 49,535 集団接種会場医療廃棄物処理 220 集団接種会場清掃 1,501 ワクチン管理 6,039 多言語通訳支援 495	
13 使用料及び賃借料	18,182	コピー機使用料 1,022 パソコン及び周辺機器使用料 1,419 事務機器等借上料 13,739 集団接種会場看板借上料 22 接種予約システム使用料 1,980	
14 工事請負費	2,200	集団接種会場修繕	
17 備品購入費	528	集団接種会場運営備品	
18 負担金、補助及び交付金	7,920	移動支援負担金 120 個別接種支援交付金 7,800	

給 与 費 明 細 書

1 一般職  
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	827 (1)	661,769	1,163,279	977,990	2,803,038	467,196	3,270,234	
補正前	827 (1)	658,373	1,163,279	968,412	2,790,064	467,196	3,257,260	
比較		3,396		9,578	12,974		12,974	

( )内は内短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	単身赴 任手当 (千円)
	補正後	31,281	38,408	15,231	14,593	30	132,102	37,323	324,433	207,679	1,083	175,275	552
	補正前	31,281	38,408	15,231	14,593	30	122,884	37,323	324,073	207,679	1,083	175,275	552
	比較						9,218		360				

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)	説明	備考	
職員 手当	9,578	その他の 増減分	9,578	時間外勤務手当 9,218 期末手当 360	



承第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年3月28日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月6日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

令和3年度美濃加茂市一般会計補正予算（第19号）

令和3年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第19号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,329千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,386,384千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 寄附金		702,012	500	702,512
	1 寄附金	702,012	500	702,512
20 繰越金		1,037,259	13,829	1,051,088
	1 繰越金	1,037,259	13,829	1,051,088
歳入合計		27,372,055	14,329	27,386,384

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		10,684,508	13,829	10,698,337
	3 生活保護費	428,686	13,829	442,515
4 衛生費		2,150,532	500	2,151,032
	1 保健衛生費	1,365,717	500	1,366,217
歳 出	合 計	27,372,055	14,329	27,386,384

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	イントラネット事業(新型コロナ対策)	千円 3,834
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業	100,497
	2 児童福祉費	子育て世帯への臨時特別給付金事業	17,120
4 衛生費	1 保健衛生費	病院群輪番制病院補助金	7,851
		健康づくり事業	500
6 商工費	1 商工費	サテライトオフィス開設支援事業(新型コロナ対策)	93,640
		中小企業支援事業	5,600
7 土木費	2 道路橋りょう費	緊急工事委託事業	4,843

# 予算説明書







2 歳 入

(款) 18 寄 附 金  
(項) 1 寄 附 金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
18		寄 附 金	702,012	500	702,512
	1	寄 附 金	702,012	500	702,512
		6 衛生費寄附金	712	500	1,212

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 保健衛生費 寄附金	500	1 保健衛生費寄附金

(款) 20 繰越金  
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
20		繰越金	1,037,259	13,829	1,051,088
	1	繰越金	1,037,259	13,829	1,051,088
		1 繰越金	1,037,259	13,829	1,051,088

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	13,829	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 3 民生費  
(項) 3 生活保護費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3		民生費	10,684,508	13,829	10,698,337		13,829
	3	生活保護費	428,686	13,829	442,515		13,829
		1 生活保護総務費	37,462	13,829	51,291		13,829

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考	
区分	金額			
22 償還金、利 子及び割引 料	13,829	国県負担金等返還金	生活保護事務費	13,829

(款) 4 衛生費  
(項) 1 保健衛生費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
4		衛生費	2,150,532	500	2,151,032	500	
	1	保健衛生費	1,365,717	500	1,366,217	500	
		1 保健衛生総務費	308,317	500	308,817	寄附金 500	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考	
区分	金額			
10 需用費	500	消耗品費 350 印刷製本費 150	健康づくり事業	500

承第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年4月27日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月6日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

## 令和4年度美濃加茂市一般会計補正予算（第1号）

令和4年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ236,164千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,036,164千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		3,069,245	150,000	3,219,245
	2 国庫補助金	644,854	150,000	794,854
16 県支出金		1,700,227	4,785	1,705,012
	2 県補助金	495,084	4,785	499,869
20 繰越金		550,000	81,379	631,379
	1 繰越金	550,000	81,379	631,379
歳入合計		21,800,000	236,164	22,036,164

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 商工費		718,902	236,164	955,066
	1 商工費	718,902	236,164	955,066
歳 出 合 計		21,800,000	236,164	22,036,164

# 予算説明書



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
6 商工費	718,902	236,164	955,066
歳出合計	21,800,000	236,164	22,036,164



2 歳 入

(款) 15 国庫支出金  
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	3,069,245	150,000	3,219,245
	2	国庫補助金	644,854	150,000	794,854
	6	商工費国庫補助金	0	150,000	150,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 商工費補助 金	150,000	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（とくとく先得 みのかも応援チケット事業） 133,000 2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（みのかもチャ レンジ事業者応援事業） 15,000 3 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（外部人材活用 支援事業） 2,000

(款) 16 県支出金  
(項) 2 県補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
16		県支出金	1,700,227	4,785	1,705,012
	2	県補助金	495,084	4,785	499,869
	10	商工費県補助金	0	4,785	4,785

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 商工費補助金	4,785	1 清流の国ぎふ観光回廊づくり推進事業費補助金（木曾川中流域観光資源魅力向上推進事業） 4,785

(款) 20 繰越金  
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
20		繰越金	550,000	81,379	631,379
	1	繰越金	550,000	81,379	631,379
		1 繰越金	550,000	81,379	631,379

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	81,379	1 前年度繰越金

### 3 歳 出

(款) 6 商工費  
(項) 1 商工費

6	1	商工費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		商工費	718,902	236,164	955,066	154,785	81,379
	1	商工費	718,902	236,164	955,066	154,785	81,379
		1 商工総務費	94,530	226,594	321,124	国庫支出金 150,000	76,594
		4 観光費	59,106	9,570	68,676	県支出金 4,785	4,785

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
11 役 務 費	5,840	郵便料	
12 委 託 料	38,254	とくとく先得みのかも応援チケット 事業 34,160 みのかもチャレンジ事業者応援事業 (新型コロナ対策) 1,238 副業人材マッチング支援 2,856	とくとく先得みのかも応援チケット 事業 (新型コロナ対策) 200,000 みのかもチャレンジ事業者応援事業 (新型コロナ対策) 23,738 外部人材活用支援事業 (新型コロナ 対策) 2,856
18 負担金、補助及び交付金	182,500	とくとく先得みのかも応援チケット 補助金 160,000 みのかもチャレンジ事業者応援助成 金 22,500	
12 委 託 料	9,570	木曽川中流域観光資源魅力向上推進 事業支援	木曽川中流域観光資源魅力向上推進 事業 9,570

承第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年3月31日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月6日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例について

美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例

（美濃加茂市税条例の一部改正）

第1条 美濃加茂市税条例（昭和29年美濃加茂市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(納税証明書の交付手数料) 第11条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わるものとして施行規則に定める事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、美濃加茂市手数料条例（平成12年美濃加茂市条例第5号）の定めるところにより徴収する。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。	(納税証明書交付手数料) 第11条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の交付手数料は、美濃加茂市手数料条例（平成12年美濃加茂市条例第5号）の定めるところにより徴収する。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。
2 (略) (所得割の課税標準)	2 (略) (所得割の課税標準)

第26条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第28条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

5 (略)

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第28条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第26条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第28条の2第1項の規定による申告書

(2) 第28条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 (略)

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記

載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第28条の2第1項の規定による申告書

(2) 第28条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

(寄附金税額控除)

第26条の8 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第26条の4及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、市長が別に定めるもの

イ～二 (略)

(寄附金税額控除)

第26条の8 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第26条の4及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、市長が別に定めるもの

イ～二 (略)

ホ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

へ～ヌ (略)

2 (略)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第26条の10 所得割の納税義務者が、第26条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第26条の4及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところ

ホ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

へ～ヌ (略)

2 (略)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第26条の10 所得割の納税義務者が、第26条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第26条の4及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところ

により、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

(市民税の申告)

第28条の2 第16条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第26条の8

により、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

(市民税の申告)

第28条の2 第16条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。))、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第26条の8第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。))

第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第17条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～8 （略）

第28条の3 （略）

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項（施行規則で定めるものを除く。）は、前条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第28条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下

に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第17条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～8 （略）

第28条の3 （略）

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第28条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下

この条において「給与支払者」という。) から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3) (略)

(4) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第28条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第34条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号

この条において「給与支払者」という。) から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第28条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申請書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公

において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申請書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 特定配偶者の氏名

(3) (略)

(4) (略)

2～5 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第32条の6 (略)

2～8 (略)

9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第62項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第32条の6 (略)

2～8 (略)

9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 (略)

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 (略)

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第54条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わるものとして施行規則で定める事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料は、美濃加茂市手数料条例の規定により徴するものとする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第54条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わるものとして施行規則で定める事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、美濃加茂市手数料条例の規定により徴する。

附 則

10～14 (略)

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 (略)

附 則

第3条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の4及び第26条の7の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 (略)

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市の条例で定める割合は、5分の4とする。

3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例

第3条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の4及び第26条の7の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 (略)

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例

で定める割合は、4分の3とする。

8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第29項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

15 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

17 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

18 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

19 (略)

20 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

で定める割合は、4分の3とする。

8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第30項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

15 法附則第15条第35項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

17 法附則第15条第46項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

18 (略)

19 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 (略)

2～7 (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

9 (略)

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

第6条の3 (略)

2～7 (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

9 (略)

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

11・12 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

11・12 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税

固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第15条の2 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年度の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

3 (略)

額とする。

2～5 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第15条の2 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第26条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第26条の4の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第26条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第26条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条の2 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第28条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条の2 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないこ

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条の3 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第28条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

とが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第28条の2第1項の規定による申告書

(2) 第28条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条の3 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第28条の2第1項の規定による申告書

(2) 第28条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合に

おける当該確定申告書に限る。)

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第26条の10の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第21条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第26条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第26条の10の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第21条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第26条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第27条 所得割の納税義務者が前年分の所

	<p><u>得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p> <p>2 <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>
--	--

(美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例(令和3年美濃加茂市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前(※第1条による改正反映後)
<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第28条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第34条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第28条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第34条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)か</p>

<p>受給者」という。) で市内に住所を有するものは、当該申請書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。) から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>新条例第17条第2項、第28条の3の3第1項及び附則第4条の2第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>ら毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u></p>
---	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中美濃加茂市税条例第28条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第28条の3の3の見出し及び同条第1項の改正並びに同条例附則第3条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正並びに同条例附則第27条を削る改正並びに第2条(次号に掲げる改正を除く。)の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中美濃加茂市税条例第26条第4項及び第6項、第26条の10第1項及び第2項、第28条の2第1項ただし書及び第2項並びに第28条の3第2項及び第3項の改正並びに同条例附則第15条の2第2項、第21条の2第4項並びに第21条の3第4項及び第6項の改正並びに第2条(美濃加茂市税

条例等の一部を改正する条例（令和3年美濃加茂市条例第18号）附則第2条第4項の改正に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

- (3) 第1条中美濃加茂市税条例第11条の4第1項の改正、同条例第54条の2の規定及び同条例第54条の3の規定並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 令和6年4月1日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の美濃加茂市税条例第11条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の美濃加茂市税条例（以下「新条例」という。）第28条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第28条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の美濃加茂市税条例（次項において「旧条例」という。）第28条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例第28条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第28条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出する旧条例第28条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の美濃加茂市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の美濃加茂市税条例第54条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。
- 4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の美濃加茂市税条例第54条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

承第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年3月31日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月6日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例

美濃加茂市都市計画税条例（昭和32年美濃加茂市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則
1 (略)	1 (略)
(法附則第15条第33項の条例で定める割合)	(法附則第15条第34項の条例で定める割合)
2 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。	2 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。
(法附則第15条第34項の条例で定める割合)	(法附則第15条第35項の条例で定める割合)
3 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	3 法附則第15条第35項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
(法附則第15条第39項の条例で定める割合)	
4 法附則第15条第39項に規定する市の	

条例で定める割合は、3分の2とする。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

5 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

(用途変更宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

6 (略)

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

7 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

8 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、

(用途変更宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

4 (略)

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

5 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

6 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度

当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

9 (略)

10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標

分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

7 (略)

8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標

標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

1.2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

1.3 （略）

（読替規定）

1.4 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項から前項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、前項の「農地」とは法附則第17条第1号に、前項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用され

標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

1.0 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

1.1 （略）

（読替規定）

1.2 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第9項から前項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、前項の「農地」とは法附則第17条第1号に、前項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附

<p>る法附則第18条第6項に規定するところによる。</p> <p><u>15</u> 法附則第15条第1項、第10項、<u>第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、</u>第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>則第18条第6項に規定するところによる。</p> <p><u>13</u> 法附則第15条第1項、第10項、<u>第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、</u>第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の美濃加茂市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

承第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年3月31日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月6日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例

美濃加茂市介護保険条例（平成12年美濃加茂市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免） 第8条 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者	附 則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免） 第8条 令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者

<p>の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第11条第1項第3号に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第11条第1項第3号に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

承第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年3月31日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月6日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例

美濃加茂市国民健康保険条例（平成12年美濃加茂市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</p> <p>8 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第37条第1項第1号に規定する保険料（被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2</p>	<p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</p> <p>8 令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第37条第1項第1号に規定する保険料（被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2</p>

月 1 日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から 1 4 日以内に行われていたならば同年 2 月 1 日前に納期限が定められるべきものを除く。) の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1)・(2) (略)

月 1 日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から 1 4 日以内に行われていたならば同年 2 月 1 日前に納期限が定められるべきものを除く。) の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1)・(2) (略)

#### 附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議第 37 号

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 4 年 6 月 6 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年美濃加茂市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第 1 章～第 3 章 （略） 第 4 章 <u>雑則（第 54 条）</u> 附則 （内容及び手続の説明及び同意） 第 6 条 （略）	目次 第 1 章～第 3 章 （略） 附則 （内容及び手続の説明及び同意） 第 6 条 （略） <u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第 5 項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合におい</u>

て、当該特定教育・保育施設は、当該文書を  
交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のう  
ちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子  
計算機と利用申込者の使用に係る電子  
計算機とを接続する電気通信回線を通  
じて送信し、受信者の使用に係る電子計  
算機に備えられたファイルに記録する  
方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子  
計算機に備えられたファイルに記録さ  
れた前項に規定する重要事項を電気通  
信回線を通じて利用申込者の閲覧に供  
し、当該利用申込者の使用に係る電子計  
算機に備えられたファイルに当該重要  
事項を記録する方法（電磁的方法による  
提供を受ける旨の承諾又は受けない旨  
の申出をする場合にあつては、特定教  
育・保育施設の使用に係る電子計算機に  
備えられたファイルにその旨を記録す  
る方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその  
他これらに準ずる方法により一定の事項  
を確実に記録しておくことができる物  
をもって調製するファイルに前項に規定  
する重要事項を記録したものを交付する  
方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイ  
ルへの記録を出力することによる文書を作  
成することができるものでなければなら  
ない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、  
特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機  
と利用申込者の使用に係る電子計算機とを

電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第39条 (略)

2 第6条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(特定教育・保育施設等との連携)

第43条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第39条 (略)

(特定教育・保育施設等との連携)

第43条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～9 (略)

(特定利用地域型保育の基準)

第53条 (略)

#### 第4章 雑則

(電磁的記録等)

第54条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されてい

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～9 (略)

(特定利用地域型保育の基準)

第53条 (略)

る場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記

録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的記録による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等に

よる同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

議第38号

美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和4年6月6日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年美濃加茂市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(準用)</p> <p>第49条 (略)</p> <p><u>(電磁的記録)</u></p> <p>第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、<u>記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供される</u></p>	<p>(準用)</p> <p>第49条 (略)</p>

ものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

議第 39 号

美濃加茂市議会議員及び美濃加茂市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市議会議員及び美濃加茂市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 4 年 6 月 6 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市議会議員及び美濃加茂市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市議会議員及び美濃加茂市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成 8 年美濃加茂市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（自動車の使用及びポスターの作成の公営）</p> <p>第 2 条 美濃加茂市議会議員及び美濃加茂市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の範囲内で、無料で、自動車を使用し、又はポスターを作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第 93 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により美濃加茂市（以下「市」という。）に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ポスターを作成する場合 候補者 1 人について、<u>5 4 1 円 3 1 銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金</p>	<p>（自動車の使用及びポスターの作成の公営）</p> <p>第 2 条 美濃加茂市議会議員及び美濃加茂市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の範囲内で、無料で、自動車を使用し、又はポスターを作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第 93 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により美濃加茂市（以下「市」という。）に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ポスターを作成する場合 候補者 1 人について、<u>5 1 0 円 4 8 銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金</p>

額に316,250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）にポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額

（自動車の使用の公費負担額等）

第4条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条第1号の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) (略)

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

イ 当該契約が自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が16,100円を超える場合には、16,100

額に301,875円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）にポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額

（自動車の使用の公費負担額等）

第4条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条第1号の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) (略)

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

イ 当該契約が自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,300円を超える場合には、15,300

円) の合計金額

ロ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金(当該自動車(これに代わり使用される他の自動車を含む。))が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数(第1号の契約が締結されている場合には、当該日数から当該契約が締結されている日数を減じて得た日数)を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ハ (略)

2 (略)

円) の合計金額

ロ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金(当該自動車(これに代わり使用される他の自動車を含む。))が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,350円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数(第1号の契約が締結されている場合には、当該日数から当該契約が締結されている日数を減じて得た日数)を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ハ (略)

2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議第40号

令和4年度美濃加茂市一般会計補正予算（第3号）

令和4年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ288,687千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,401,430千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年6月6日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		3,295,824	138,258	3,434,082
	1 国庫負担金	2,409,964	2,616	2,412,580
	2 国庫補助金	871,433	135,642	1,007,075
16 県支出金		1,705,012	1,308	1,706,320
	1 県負担金	1,079,871	1,308	1,081,179
19 繰入金		1,256,178	2,802	1,258,980
	1 基金繰入金	1,256,175	2,802	1,258,977
20 繰越金		631,379	80,010	711,389
	1 繰越金	631,379	80,010	711,389
21 諸収入		756,794	7,809	764,603
	4 雑入	542,680	7,809	550,489
22 市債		877,760	58,500	936,260
	1 市債	877,760	58,500	936,260
歳入合計		22,112,743	288,687	22,401,430

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,192,043	4,802	3,196,845
	1 総務管理費	2,598,255	4,802	2,603,057
3 民生費		8,469,257	30,891	8,500,148
	2 児童福祉費	3,852,351	30,891	3,883,242
4 衛生費		1,557,905	32,825	1,590,730
	1 保健衛生費	741,775	32,825	774,600
6 商工費		955,066	900	955,966
	1 商工費	955,066	900	955,966
7 土木費		2,420,117	166,000	2,586,117
	2 道路橋りょう費	726,053	144,000	870,053
	4 都市計画費	1,470,630	22,000	1,492,630
8 消防費		787,019	6,537	793,556
	1 消防費	787,019	6,537	793,556
9 教育費		2,393,249	46,732	2,439,981
	1 教育総務費	446,085	6,595	452,680
	2 小学校費	255,503	3,110	258,613
	3 中学校費	183,096	1,027	184,123
	6 保健体育費	929,780	36,000	965,780
歳 出 合 計		22,112,743	288,687	22,401,430

第2表

債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
かわまちづくり整備事業	自 令和5年度 至 令和11年度	140,000

第3表

地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路施設補修点検事業	千円 81,400	証書借入	年1.8%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその借入先と協定するものによる。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。	千円 117,400	変更なし	変更なし	変更なし
都市公園整備事業	52,100				61,100			
牧野ふれあい広場整備事業	54,000				67,500			

# 予算説明書







## 2 歳 入

(款) 15 国庫支出金  
(項) 1 国庫負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	3,295,824	138,258	3,434,082
	1	国庫負担金	2,409,964	2,616	2,412,580
	1	民生費国庫負担金	2,368,269	2,616	2,370,885
	2	国庫補助金	871,433	135,642	1,007,075
	2	民生費国庫補助金	216,814	19,347	236,161
	4	土木費国庫補助金	275,159	97,158	372,317
	5	教育費国庫補助金	71,027	19,137	90,164

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 児童福祉費負担金	2,616	1 母子生活支援施設入所措置費負担金
2 児童福祉費補助金	19,347	1 保育士等処遇改善臨時特例交付金
1 道路橋りょう費補助金	26,598	1 社会資本整備総合交付金（一般道路改修事業）
2 都市計画費補助金	70,560	1 都市構造再編集中支援事業費補助金（道路施設補修点検事業） 40,000 2 都市構造再編集中支援事業費補助金（都市公園整備事業） 10,000 3 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業補助金 20,560
2 小学校費補助金	3,110	1 学校保健特別対策補助金（小学校施設感染症対策事業） 1,549 2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（小学校施設感染症対策事業） 1,561
3 中学校費補助金	1,027	1 学校保健特別対策補助金（中学校施設感染症対策事業） 512 2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（中学校施設感染症対策事業） 515
6 保健体育費補助金	15,000	1 社会資本整備総合交付金（牧野ふれあい広場整備事業）

(款) 16 県支出金  
(項) 1 県負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
16		県支出金	1,705,012	1,308	1,706,320
	1	県負担金	1,079,871	1,308	1,081,179
		1 民生費県負担金	1,033,182	1,308	1,034,490

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 児童福祉費 負担金	1,308	1 母子生活支援施設入所措置費負担金

(款) 19 繰入金  
(項) 1 基金繰入金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
19		繰入金	1,256,178	2,802	1,258,980
	1	基金繰入金	1,256,175	2,802	1,258,977
	4	ふるさと納税基金繰入金	350,000	2,802	352,802

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 ふるさと納税基金繰入金	2,802	1 ふるさと納税基金（クラウドファンディング）繰入金

(款) 20 繰越金  
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
20		繰越金	631,379	80,010	711,389
	1	繰越金	631,379	80,010	711,389
		1 繰越金	631,379	80,010	711,389

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	80,010	1 前年度繰越金

(款) 21 諸収入  
(項) 4 雑収入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
21		諸収入	756,794	7,809	764,603
	4	雑収入	542,680	7,809	550,489
	5	雑収入	197,237	7,809	205,046

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 総務費雑入	2,000	1 移住・定住・交流推進支援事業助成金
8 消防費雑入	5,809	1 消防団員退職報償金

(款) 22 市 債  
(項) 1 市 債

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
22		市 債	877,760	58,500	936,260
	1	市 債	877,760	58,500	936,260
	4	土 木 債	267,600	45,000	312,600
	6	教 育 債	75,760	13,500	89,260

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 道路橋りょう債	36,000	1 道路施設補修点検事業
3 都市計画債	9,000	1 都市公園整備事業
3 保健体育債	13,500	1 牧野ふれあい広場整備事業

### 3 歳 出

(款) 2 総務費  
(項) 1 総務管理費

2	1	7	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			総 務 費	3,192,043	4,802	3,196,845	4,802	
	1		総務管理費	2,598,255	4,802	2,603,057	4,802	
		7	市民まちづくり推進費	76,598	4,802	81,400	繰入金 2,802 諸収入 2,000	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
10 需用費	245	消耗品費	古民家活用交流促進事業 4,802
12 委託料	627	古民家活用事業	
13 使用料及び 賃借料	1,628	機材借上料 1,584 C A T V使用料 44	
14 工事請負費	2,302	古民家改修	

(款) 3 民生費  
(項) 2 児童福祉費

3	2	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		民生費	8,469,257	30,891	8,500,148	23,271	7,620
	2	児童福祉費	3,852,351	30,891	3,883,242	23,271	7,620
	1	児童福祉総務費	179,657	5,232	184,889	国庫支出金 2,616 県支出金 1,308	1,308
	3	児童保育費	1,343,613	19,347	1,362,960	国庫支出金 19,347	
	4	保育園施設費	763,322	6,312	769,634		6,312

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
12 委託料	5,232	母子生活支援施設入所措置	母子家庭等支援事業 5,232
18 負担金、補助及び交付金	19,347	保育士等処遇改善臨時特例事業補助金	私立保育園運営費等補助事業 19,347
12 委託料	3,232	保育需要調査	公立保育園施設管理運営事業 6,312
14 工事請負費	3,080	太田第2保育園トイレ改修	

(款) 4 衛生費  
(項) 1 保健衛生費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
4		衛 生 費	1,557,905	32,825	1,590,730		32,825
	1	保健衛生費	741,775	32,825	774,600		32,825
		4 予防接種費	220,619	32,825	253,444		32,825

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
10 需用費	97	印刷製本費	予防接種事業 32,825
11 役務費	185	郵便料	
12 委託料	31,077	予防接種	
18 負担金、補助及び交付金	1,466	予防接種補助金	

(款) 6 商工費  
(項) 1 商工費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
6		商工費	955,066	900	955,966		900
	1	商工費	955,066	900	955,966		900
		4 観光費	68,676	900	69,576		900

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
10 需用費	900	修繕料	中山道観光推進事業 900

(款) 7 土木費  
(項) 2 道路橋りょう費

7	2	土木費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		土木費	2,420,117	166,000	2,586,117	142,158	23,842
	2	道路橋りょう費	726,053	144,000	870,053	102,598	41,402
	2	道路新設改良費	378,290	144,000	522,290	国庫支出金 66,598 市債 36,000	41,402
	4	都市計画費	1,470,630	22,000	1,492,630	39,560	△17,560
	1	都市計画総務費	307,780	0	307,780	国庫支出金 20,560	△20,560
	4	公園費	176,460	22,000	198,460	国庫支出金 10,000 市債 9,000	3,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考	
区分	金額			
12 委託料	63,000	牧野220号線道路改良埋蔵文化財調査	道路施設補修点検事業 一般道路改修事業	81,000 63,000
14 工事請負費	81,000	道路施設補修等		
14 工事請負費	22,000	神明児童公園再整備	都市公園整備事業	22,000

(款) 8 消防費  
(項) 1 消防費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
8		消 防 費	787,019	6,537	793,556	5,809	728
	1	消 防 費	787,019	6,537	793,556	5,809	728
		1 消 防 費	662,133	6,537	668,670	諸収入 5,809	728

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
7 報 償 費	6,537	退職消防団員報償	消防団活動事業 6,537

(款) 9 教育費  
(項) 1 教育総務費

9	1	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		教育費	2,393,249	46,732	2,439,981	32,637	14,095
	1	教育総務費	446,085	6,595	452,680		6,595
	3	教育センター費	46,058	6,595	52,653		6,595
	2	小学校費	255,503	3,110	258,613	3,110	
	1	小学校管理費	208,736	3,110	211,846	国庫支出金 3,110	
	3	中学校費	183,096	1,027	184,123	1,027	
	1	中学校管理費	149,474	1,027	150,501	国庫支出金 1,027	
	6	保健体育費	929,780	36,000	965,780	28,500	7,500
	2	保健体育施設費	237,964	36,000	273,964	国庫支出金 15,000 市債 13,500	7,500

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
1 報酬	3,546	月額任用職員 1,053 時間額任用職員 2,493	教育センター運営事業 2,207 会計年度任用職員給 4,388
3 職員手当等	182	期末手当	
4 共済費	473	職員共済組合負担金	
7 報償費	1,280	スクールカウンセラー謝金	
8 旅費	187	通勤に係る費用弁償	
17 備品購入費	927	タブレットパソコン	
10 需用費	2,353	新型コロナウイルス感染症対策消耗品費	小学校施設感染症対策事業（新型コロナ対策） 3,110
17 備品購入費	757	新型コロナウイルス感染症対策学校備品	
10 需用費	911	新型コロナウイルス感染症対策消耗品費	中学校施設感染症対策事業（新型コロナ対策） 1,027
17 備品購入費	116	新型コロナウイルス感染症対策学校備品	
14 工事請負費	36,000	牧野ふれあい広場整備	牧野ふれあい広場整備事業 36,000

## 給 与 費 明 細 書

1 一般職  
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	803	622,071	1,174,316	924,814	2,721,201	478,060	3,199,261	
補正前	799	618,525	1,174,316	924,632	2,717,473	477,587	3,195,060	
比較	4	3,546		182	3,728	473	4,201	

( )内は内短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	単身赴 任手当 (千円)
	補正後	32,262	37,809	15,156	14,573	30	108,980	38,017	284,060	213,942	1,074	178,911	
	補正前	32,262	37,809	15,156	14,573	30	108,980	38,017	283,878	213,942	1,074	178,911	
	比較								182				

ア 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	476	622,071		47,397	669,468	80,477	749,945	
補正前	472	618,525		47,215	665,740	80,004	745,744	
比較	4	3,546		182	3,728	473	4,201	

( )内は内短時間勤務職員数を計上

職員 手当の 内訳	区分	期末 手当 (千円)
	補正後	47,397
	補正前	47,215
	比較	182

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)	説明	備考
職員手当	182	その他の 増減分	182 期末手当	182



債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額	
		期 間	金 額
かわまちづくり整備事業	千円 140,000		

当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
	千円			千円	千円
R5-R11	140,000				140,000

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	6,771,252	7,878,349	841,160	776,505	7,943,004
(1) 総務	124,906	176,888	24,400	17,167	184,121
(2) 民生	135,100	613,600	49,000	9,608	652,992
(3) 衛生		304,800			304,800
(4) 農林	178,083	170,037	12,000	28,523	153,514
(5) 商工	7,976	5,797		2,211	3,586
(6) 土木	1,964,763	1,870,357	334,800	272,479	1,932,678
(7) 消防	1,051,600	1,132,746	173,300	91,354	1,214,692
(8) 教育	3,308,824	3,604,124	247,660	355,163	3,496,621
2 災害復旧債	23,556	47,212	3,600	2,754	48,058
(1) 補助災害	9,589	10,656	3,600	1,666	12,590
(2) 単独災害	13,967	36,556		1,088	35,468
3 その他	7,802,397	8,277,733	400,000	727,084	7,950,649
(1) 県貸付金					
(2) 減収補てん債等	195,615	161,151		36,971	124,180
(3) 財源対策債等	85,605	51,465		22,027	29,438
(4) 臨時財政対策債	7,521,177	8,065,117	400,000	668,086	7,797,031
合 計	14,597,205	16,203,294	1,244,760	1,506,343	15,941,711

議第 4 1 号

美濃加茂市監査委員の選任について

美濃加茂市監査委員に下記の者を選任したいから、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 6 月 6 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

住 所  
氏 名 田 中 昭 則  
生年月日

議第 4 2 号

美濃加茂市固定資産評価員の選任について

美濃加茂市固定資産評価員に下記の者を選任したいから、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 0 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 6 月 6 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

住 所  
氏 名 堀 部 裕 昭  
生年月日

議第 4 3 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 6 日提出

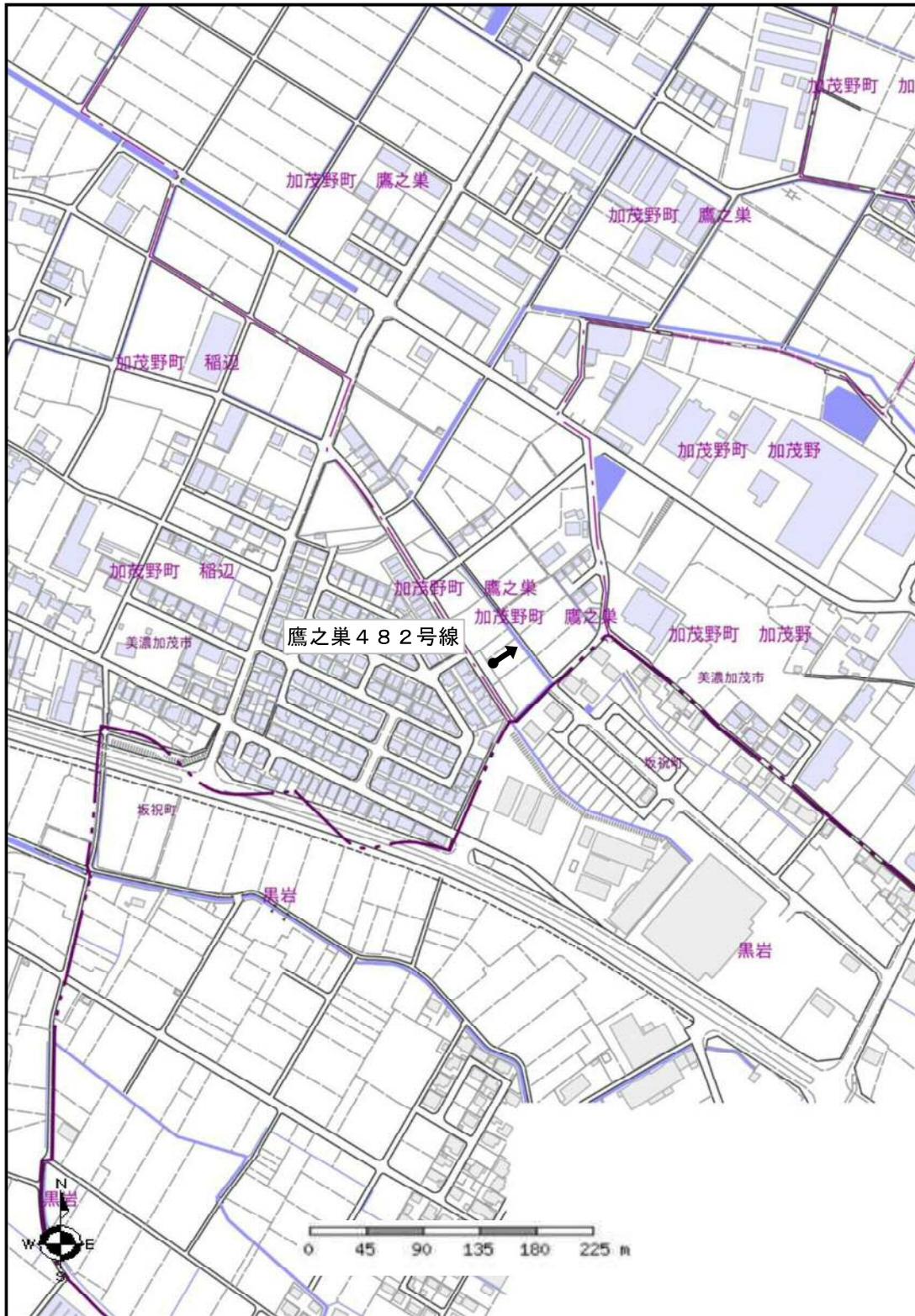
美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
1	鷹之巣 4 8 2 号線	美濃加茂市加茂野町鷹之巣字ガキガノ 1 9 7 9 番 1 地先		
		美濃加茂市加茂野町鷹之巣字ガキガノ 1 9 7 9 番 2 地先		
2	加茂野 4 8 3 号線	美濃加茂市加茂野町加茂野字浦 7 4 番 1 地先		
		美濃加茂市加茂野町加茂野字浦 6 7 番 1 9 地先		
3	加茂野 4 8 4 号線	美濃加茂市加茂野町加茂野字東野 2 8 番 2 0 地先		
		美濃加茂市加茂野町加茂野字東野 2 8 番 1 9 地先		

新規認定路線

①:鷹之巢482号線



新規認定路線

①:鷹之巢482号線



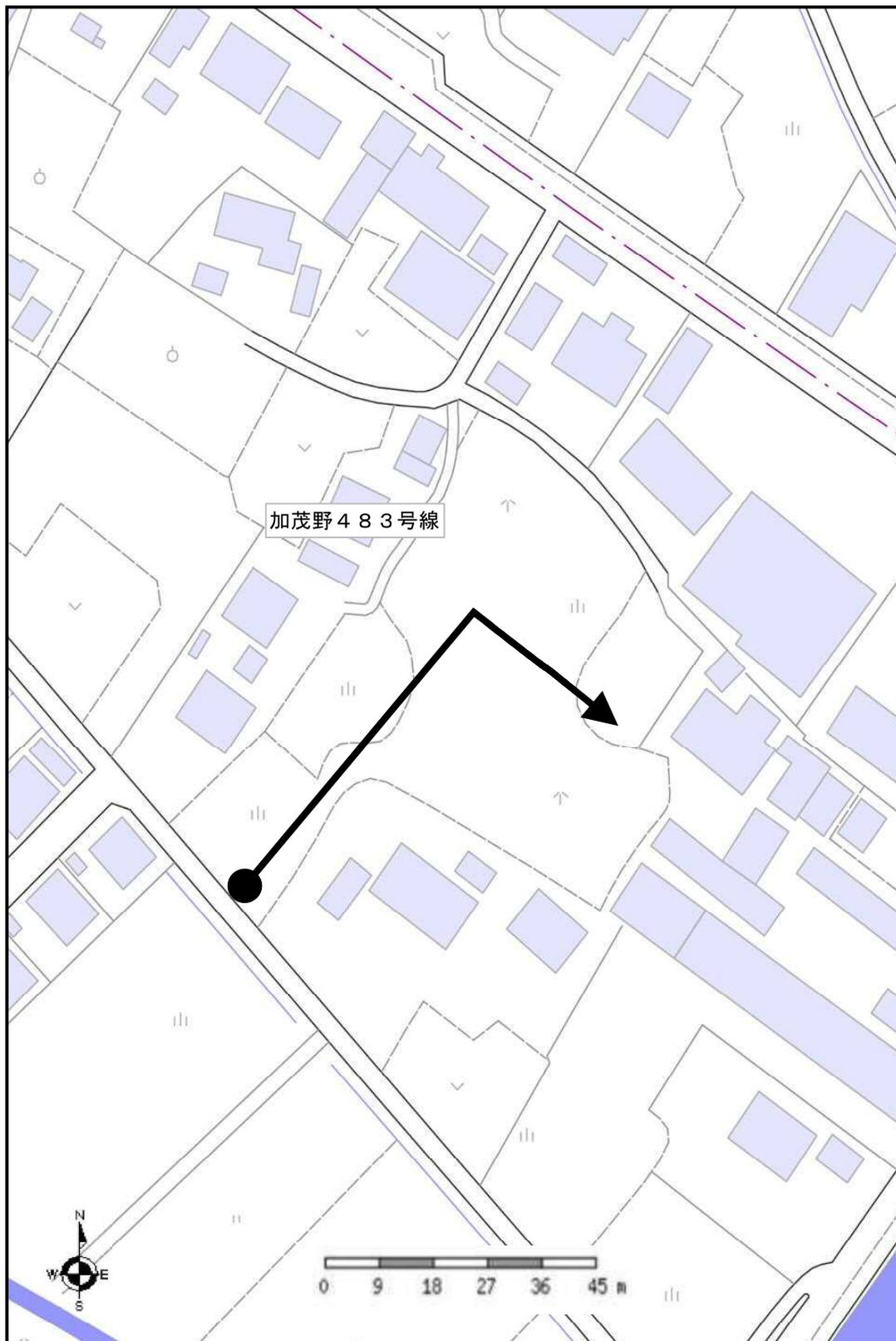
新規認定路線

②:加茂野483号線



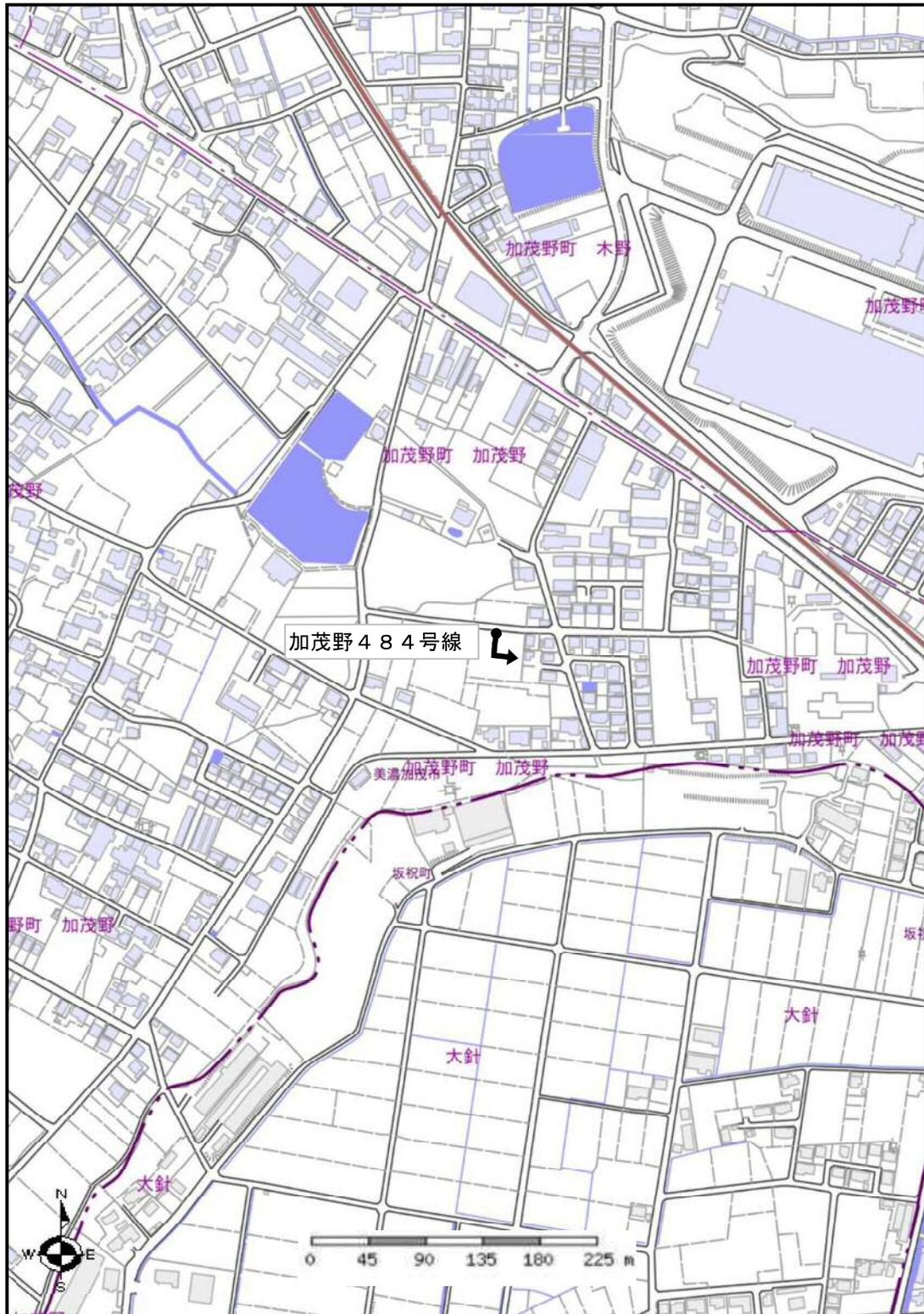
新規認定路線

②:加茂野483号線



新規認定路線

③:加茂野484号線



新規認定路線

③:加茂野484号線





*Walkable City*  
*Minakama*